３．工学部

◎　卒業後の資格

全学科（７学科）とも，

１）教育職員免許法に定める科目の所要単位を修得した人には，高等学校教諭１種（工業）免許状取得の資格が与えられます。（平成３１年度以降については，教育職員免許法の改正に伴い申請中です。）

２）博物館法施行規則に定める科目及び工学部の定める科目の所要単位を修得した人には，学芸員資格取得のための「学芸員に関する科目の単位修得証明書」が交付されます。

また，以下の学科の卒業生は次の資格を取得することができます。

１．環境応用化学科

○　教育職員免許法に定める科目の所要単位を修得した人は，高等学校教諭１種（理科）の免許状取得の資格が与えられます。（平成３１年度以降については，教育職員免許法の改正に伴い申請中です。）ただし，学科の卒業に必要な単位を取得し，卒業することが条件になります。

○　卒業後２年以上の産業安全の実務を経験し，厚生労働大臣の定める研修を修了すれば，安全管理者になる資格が得られます。

○　甲種危険物取扱者（第１類～第６類すべての種類の危険物の取り扱いと立ち会いが認められる資格）の受験資格が得られます。なお，大学において化学に関する授業科目を15単位以上修得した時点で受験できるので，在学中に資格を取得することも可能です。

○　学科卒業後，厚生労働省令で定める学校で応用化学に関する学課を修了した人として，毒物劇物を取り扱う製造所，営業所又は店舗毎に専任が必要な「毒物劇物取扱責任者」となる資格を有します。

２．社会環境システム工学科

○　測量に係る所定の科目（測量学I，測量学II，測量学実習I，測量学実習II）の単位を修得した人は，卒業後に所管機関に申請することによって「測量士補」の資格が与えられます。

３．機械設計システム工学科

○　機械設計技術者（３級）を受験できる資格があります。

また，機械設計技術者（１・２級）に対して，それぞれ必要な実務経験を経て受験できます。ただし，工学系学部卒業生については，実務経験の年数の短縮が措置されています。

○　その他，エネルギー管理士など，多くの資格が本学科のカリキュラムに関連しています。

４．電子物理工学科

○　教育職員免許法に定める科目の所要単位を修得した人は，高等学校教諭１種（理科）の免許状取得の資格が与えられます。（平成３１年度以降については，教育職員免許法の改正に伴い申請中です。）ただし，学科の卒業に必要な単位を取得し，卒業することが条件になります。

５．電気システム工学科

○　本学科で在学中に所定の科目を修得した上で卒業し，経済産業省の定める一定年数の実務経験を積み，経済産業大臣に申請すれば第一種，第二種または第三種電気主任技術者免状を取得することができます。

◎　大　学　院

１．大学教育の基礎の上に高度の専門的な知識を修得し，工学の発展に寄与できる技術者，研究者及び教育者を養成する工学研究科（修士課程）が設けてあり，修了者には修士（工学）の学位が授与されます。

２．農学工学総合研究科は，農学と工学が連携・融合した教育研究領域の深化を図り，広範な知識に基づいた総合的判断力と高度な研究能力を備え，技術・知識基盤社会の形成に資する高度専門技術者の養成を目指します。修了者には博士（農学，工学，学術のいずれか）の学位が授与されます。